

議会基本条例第10・16・18条 正副座長案 新旧対照表

正副座長案	代表者会議修正事項	備考
<p>(公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)</p> <p>第10条 <u>議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するよう努める。</u></p> <p>(議会の議決事項の追加)</p> <p>第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の議会の議決事項については、市民の代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次のとおり追加するものとする。</p> <p>(1) 長期総合計画基本構想の策定、変更又は廃止に関すること</p> <p><u>(2) その他別に条例で定めるもの</u></p> <p>(政務活動費)</p> <p>第18条 会派は、市政に係る調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を活用するものとする。</p> <p><u>2 議会は、政務活動費の使途及び結果について、公開するものとする。</u></p> <p><u>3 会派は、政務活動費の使途及び結果について、説明責任を果たさなければならない。</u></p> <p><u>4 政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第18号)に定めるところによるものとし、使途基準については、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分検討するものとする。</u></p>	<p>(公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)</p> <p>第10条 <u>議会は、公聴会制度を積極的に活用し、真に利害を有する者又は学識経験を有するもの等から意見を聴取する機会の確保に努める。</u></p> <p><u>2 議会は参考人制度を積極的に活用して、その意見を聴取する機会の確保に努める。</u></p> <p>(議会の議決事項の追加)</p> <p>第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の議会の議決事項については、市民の代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次のとおり追加するものとする。</p> <p>(1) 長期総合計画基本構想の策定、変更又は廃止に関すること</p> <p>(政務活動費)</p> <p>第18条 会派は、市政に係る調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を活用するものとする。</p> <p><u>2 会派は、政務活動費の使途及び結果について公開し、説明責任を果たさなければならない。</u></p> <p><u>3 政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第18号)に定めるところによるものとし、使途基準については、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分検討するものとする。</u></p>	

